第 農業改 良資· 金助 成 法 の 一 部 改 正

題名を農業改良資金融通法に改めること。

題名関係)

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄 振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)は、次に掲げる

業務を行うことができることとすること。

農業者又はその組織する団体(二において

「農業者等」という。)

に対し、

農業改良資金の貸付け

を行うこと。

(__) 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関 (農業協同組合若しくは農業協同組合連合

会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの)に対し、 当該貸付けに必要な資金の全部 の貸付け

を行うこと。

(第三条関係)

三 政府 は、 公庫が二の貸付けを行うときは、 会計年度ごとに、 当該貸付けについての利子補給契約を公

庫と結ぶことができることとすること。

(第九 条関 係

兀 貸付金の限度、 担保又は保証人、一時償還、 支払の猶予、 違約金、 特別会計、 事務の委託、 政府貸付

金の額等、 般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理及び納付金の規定を廃止すること。

(旧第四条、第六条及び第九条から第十六条まで関係)

第二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

政府は、 当分の間、 農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、 又は営むと見込まれ

る者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、 公庫が

無利子の貸付けを行うときは、 会計年度ごとに、 当該貸付けについての 利子補給契約を公庫と結ぶことが

できることとすること。

(附則第八項から第十二項まで関係

第三 農業信用保証保険法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金が行う融資保険の対象者に、 銀行その他の政令で定める金融機関を追加

すること。

(第六十六条関係)

第四 その他

この法律は、 公 布 (T) 日 か ら起算 して六月を超えない範囲内にお いて政令で定める日 から施行するもの

とすること。ただし、第二については、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定

二 その他所要の規定の整備を行うこと。